

④ 造林方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

令和 5 年 5 月 31 日

日進市長 殿

住 所 ○○市○○町 1-2-4
報告者 氏名 森林 次郎

令和 4 年 10 月 1 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

【例】：日進市蟹甲町池下 268 番地、269 番地、270 番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 5 月 18 日	スギ	1.00ha	2,500 本	(有)○○林業	幼齢木保護具の設置
			ヒノキ	1.00ha	2,500 本		
天然更新	—	—	—	—	—		—

3 備考

令和 5 年 3 月 1 日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか 2 名）

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

⑤ 造林方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。
令和10年 7 月10日

日進市長 殿

住 所 ○○市○○町1－2－3
報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

【例】：日進市蟹甲町池下268番地、269番地、270番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	—	—	—	—	—	—	—
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和5年12月21日～令和10年6月18日	クヌギ	2.20ha	7,000本		防護柵の設置
			その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり		

3 備考

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。